

# 特許料・審査請求料等が安くなります！

～「減免制度」をご利用ください。～

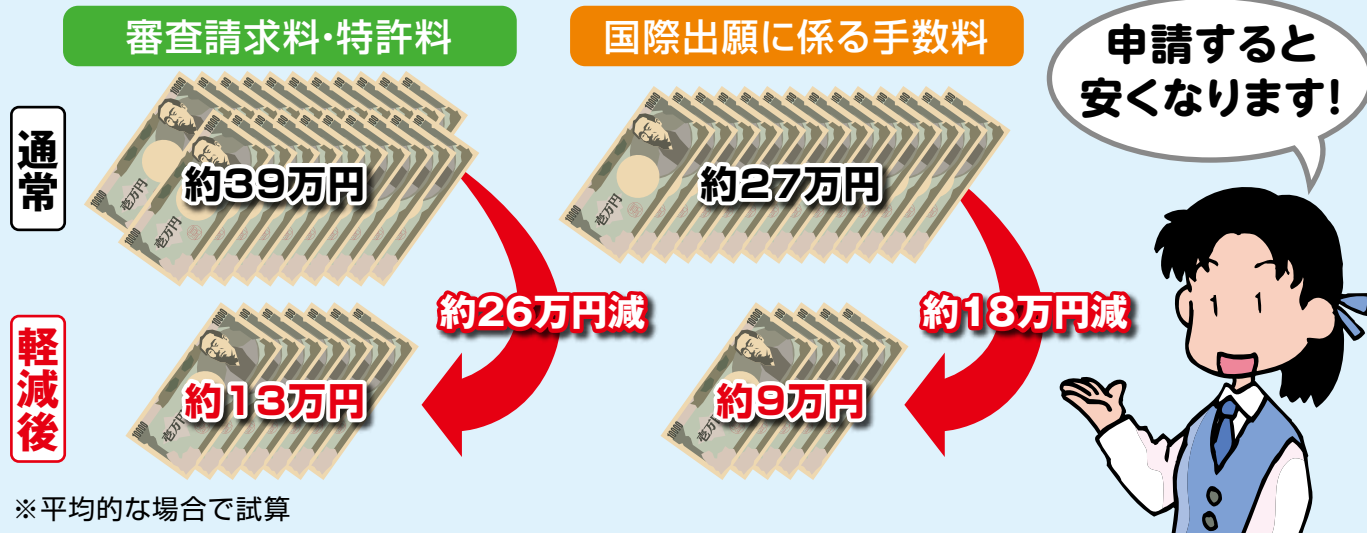
◎減免制度は、一定の要件を満たす中小企業等を対象に、「審査請求料」、「特許料(第1年分から第10年分)」及び「国際出願に係る手数料」等の料金が減免される制度です。

## (対象者)

- 中小ベンチャー企業・小規模企業
- 市町村民税非課税者
- 法人税非課税法人
- 研究開発に力を入れている中小企業 など

※具体的な対象者については、パンフレットの内容をご確認ください。

例えば、中小ベンチャー企業・小規模企業を対象とした軽減措置の場合…



※平均的な場合で試算

※国際出願に係る手数料については、国際出願促進交付金による交付金を受けた場合を含む

本パンフレットは概要版になりますので、詳細は特許庁ホームページをご覧ください。

- 料金減免制度の詳しい内容、手続、申請書類の様式等について  
(<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>)
- 最新の料金表  
(<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/hyou.htm>)

# (1) 中小ベンチャー企業・小規模企業等を対象とした軽減措置

復活  
しました

平成26年4月以降に特許の審査請求又は国際出願を行う場合、  
産業競争力強化法に基づく特許料等の軽減措置が受けられます。

※平成30年4月1日から平成30年7月8日までの期間内に特許の審査請求又は国際出願が行われた場合における、特許の審査請求料、国際出願の調査手数料・送付手数料・国際出願手数料は、軽減・交付の対象外となります。

**対象** ①～④ のいずれかの要件に該当する小規模企業等

| 要 件                       | 証明書類                                             |
|---------------------------|--------------------------------------------------|
| ①小規模の個人事業主                | ・小規模の要件に関する証明書                                   |
| ②事業開始後 10 年を経過していない個人事業主  | ・事業開始届                                           |
| ③小規模企業（法人）                | ・小規模の要件に関する証明書<br>・法人税確定申告書別表第2の写し又は株主名簿・出資者の名簿  |
| ④設立後 10 年未満で資本金 3 億円以下の法人 | ・定款又は法人の登記事項証明書<br>・法人税確定申告書別表第2の写し又は株主名簿・出資者の名簿 |

※1. 小規模とは従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下）を言います。

※2. ③及び④は、子会社など支配法人のいる場合を除きます。

措置  
内容

## <軽減措置>

審査請求料 : 1 / 3 に軽減  
特許料（1～10年分） : 1 / 3 に軽減  
調査手数料・送付手数料 : 1 / 3 に軽減  
予備審査手数料 : 1 / 3 に軽減

## <国際出願促進交付金>

国際出願手数料 : 納付金額の 2 / 3 相当額を交付  
取扱手数料 : 納付金額の 2 / 3 相当額を交付

※国際出願に係る手数料の軽減措置、交付金については、日本語でされた国際出願に限ります。

※1 / 3 に軽減後の額に端数が生じた場合、10 円未満の端数は切り捨てた額で納付して下さい。

軽減申請の様式等詳細については、特許庁ホームページを御覧ください。

([http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/chusho\\_keigen.htm](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/chusho_keigen.htm))

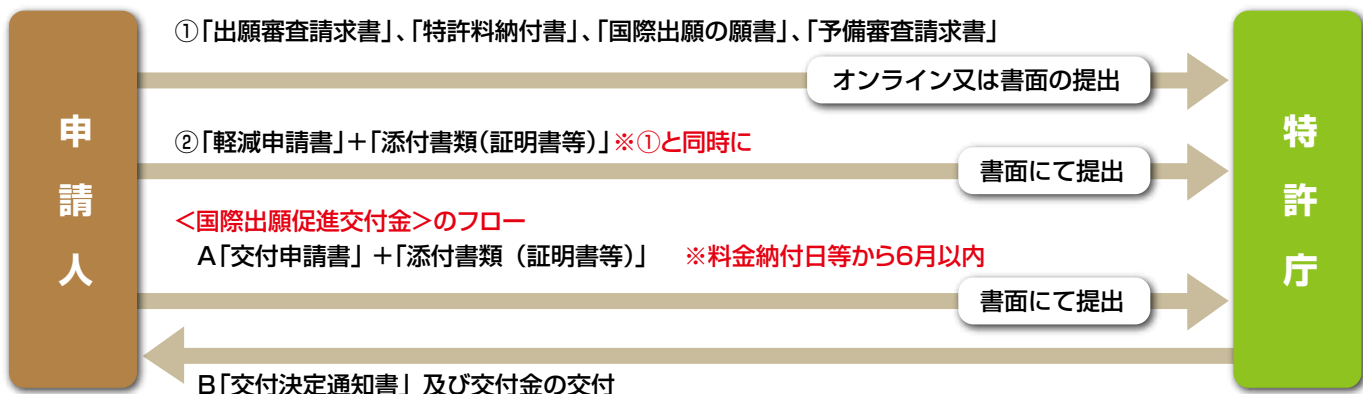
<国際出願促進交付金>の申請手続については、特許庁ホームページを御覧ください。

([http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t\\_tokkyo/kokusai/sokushinkouhu.htm](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/kokusai/sokushinkouhu.htm))

## 手続フロー (1) 中小ベンチャー企業、小規模企業等の場合

○出願審査請求書、特許料納付書、国際出願の願書、予備審査請求書を提出するのと同時に、軽減申請書と証明書等を特許庁に対して書面で提出して料金の軽減の申請を行います。（※国際出願をオンラインで行う場合は、軽減申請書の写しをイメージデータで願書に添付して下さい。）

○交付金については、交付申請書と添付書類（証明書等）を特許庁に対して書面で提出してください。※交付金の申請手続を行う際の詳細については、特許庁ホームページを御覧ください。



## (2) 個人を対象とした減免措置

**対象** ①～⑤ のいずれかの要件に該当する個人

| 要 件               | 特 許       |              |               | 実用新案           |              | 証明書類               |
|-------------------|-----------|--------------|---------------|----------------|--------------|--------------------|
|                   | 審査<br>請求料 | 特許料<br>1～3年分 | 特許料<br>4～10年分 | 技術評価の<br>請求手数料 | 登録料<br>1～3年分 |                    |
| ①生活保護を受けている者      | 免除        | 免除           | 半額軽減          | 免除             | 免除           | 生活保護を受けていることを証する書面 |
| ②市町村民税が課されていない者   | 免除        | 免除           | 半額軽減          | 免除             | 免除           | 市町村民税(非)課税証明書      |
| ③所得税が課されていない者     | 半額軽減      | 半額軽減         | 半額軽減          | 半額軽減           | 3年猶予         | 納税証明書(その1)、源泉徴収票   |
| ④事業税が課されていない個人事業主 | 半額軽減      | 半額軽減         | 半額軽減          |                |              | 事業税納税証明書           |
| ⑤事業開始後10年未満の個人事業主 | 半額軽減      | 半額軽減         | 半額軽減          |                |              | 事業開始届              |

## (3) 法人(法人税非課税法人又は設立10年未満)を対象とした軽減措置

**対象** ①～③ の全ての要件を満たす法人

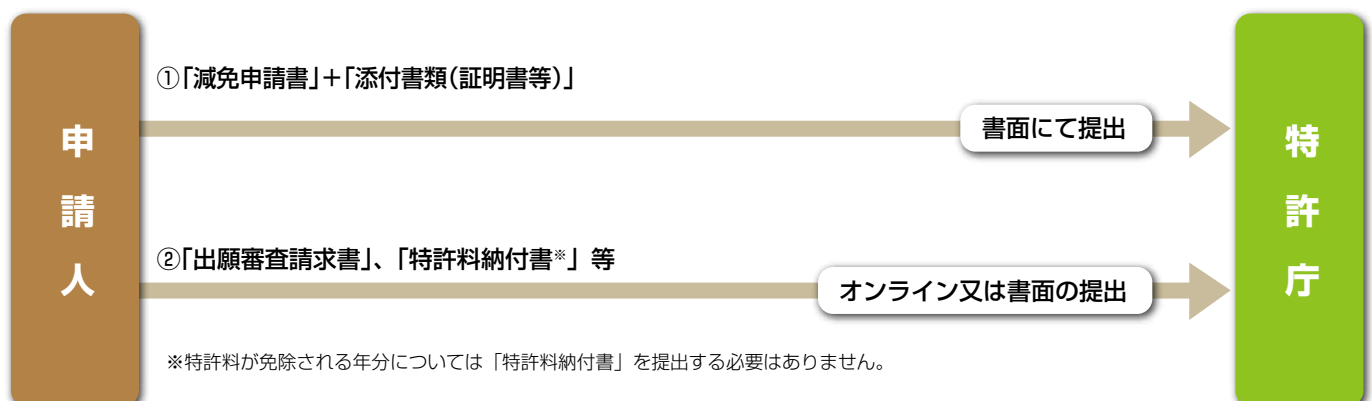
| 要 件            | 証明書類(各欄記載どといずれか1つを提出してください)             |
|----------------|-----------------------------------------|
| ①次のいずれか        | 法人税が課されていない<br>法人税確定申告書別表第1、納税証明書(写しも可) |
|                | 設立後10年を経過していない<br>定款、寄付行為、法人登記事項証明書     |
| ②資本金3億円以下である   | 定款、法人登記事項証明書、前事業年度末の貸借対照表               |
| ③他の法人に支配されていない | 法人税確定申告書別表第2、株主名簿・出資者名簿                 |

詳しくは特許庁ホームページを御覧ください。

**措置  
内容** 審査請求料 : 半額軽減  
特許料(1～10年分) : 半額軽減

## 手続フロー (2)個人・(3)法人の場合

- 減免申請は、出願審査請求又は特許料納付の際に同時に特許庁へ申請してください。
- 減免申請する際に納付する審査請求料又は特許料は、減免後の金額を納付してください。
- 個人で特許料が免除される年分については「特許料納付書」を提出する必要はありません。
- 減免申請書及び添付書類(証明書等)は「書面(紙)」でしか提出できません(オンラインは不可)。



## (4) 研究開発型中小企業を対象とした軽減措置

### 個人事業主

**対象 1** ①及び②の要件を満たす個人事業主

- ①表1の研究開発要件のいずれかを満たすこと
- ②従業員数が業種により表2の人数以下

### 会社

**対象 2** ①及び②の要件を満たす会社

- ①表1の研究開発要件のいずれかを満たすこと
- ②従業員数が業種により表2の人数以下又は資本金の額若しくは出資の総額が表3の額以下

### 組合

**対象 3** ①の要件を満たす組合※

- ①表1の研究開発要件のいずれかを満たすこと
- ※事業協同組合、事業共同小組合、協同組合連合会、企業組合、商工組合、商工組合連合会等

**表1 研究開発要件 1)～3)のいずれか**

#### 1) 試験研究費等比率が収入金額の3%超

#### 2) 以下のいずれかの認定事業等の成果に関する発明（事業開始から事業終了後2年以内に出願されたもの）

- ・中小企業技術革新支援制度（SBIR）の補助金等交付事業（旧新事業創出促進法による補助金等交付事業を含む）
- ・承認経営革新計画における技術に関する研究開発事業（旧中小企業経営革新支援法による承認事業を含む）
- ・認定異分野連携新事業分野開拓計画における技術に関する研究開発事業
- ・旧中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（旧創造法）における認定事業※
- ・中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律における認定事業

#### 3) 以下のいずれかの計画に従って承継した発明

- ・承認経営革新計画
- ・認定異分野連携新事業分野開拓計画
- ・中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律における認定計画

※旧創造法に基づく軽減措置については、特許料の軽減期間が1～3年分のみとなるなど、他の認定事業等と異なる点があります。  
旧創造法に基づく軽減措置の詳細については、特許庁ホームページを御確認ください。

**表2 業種毎の従業員数の要件**

|                         |      |
|-------------------------|------|
| a 製造業、建設業、運輸業、その他（除b～e） | 300人 |
| b 小売業                   | 50人  |
| c 卸売業、サービス業             | 100人 |
| d 旅館業                   | 200人 |
| e ゴム製品製造業               | 900人 |

**表3 業種毎の資本金の額若しくは出資の総額の要件**

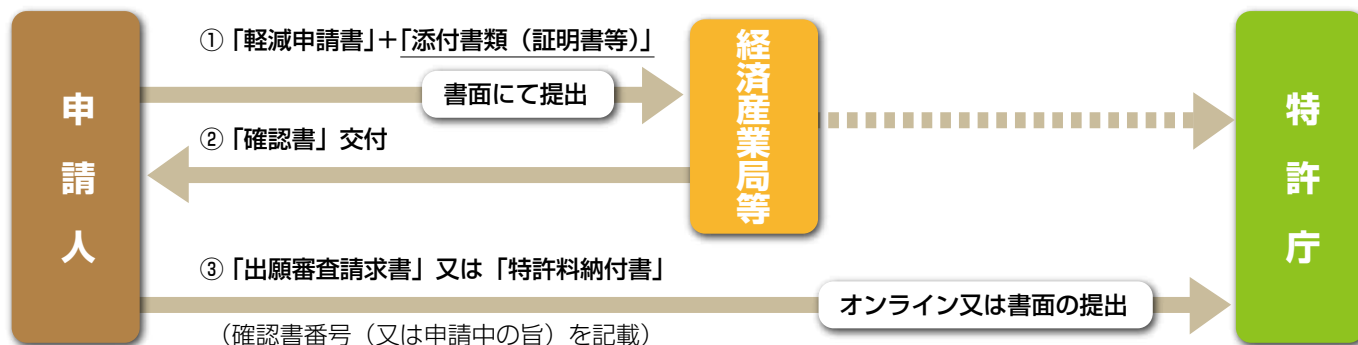
|                          |      |
|--------------------------|------|
| a 製造業、建設業、運輸業、その他（除b, c） | 3億円  |
| b 小売業、サービス業              | 5千万円 |
| c 卸売業                    | 1億円  |

**措置  
内容**

**審査請求料** : 半額軽減  
**特許料（1～10年分）** : 半額軽減

## 手続フロー (4)研究開発型中小企業の場合

- 軽減申請は、特許庁へ出願審査請求又は特許料納付する前に、管轄の経済産業局等へ申請してください。ただし、出願審査請求又は特許料納付の期限が迫っている場合は、出願審査請求書又は特許料納付書に「軽減申請中」の旨を記載し、軽減後の金額を納付してください。
- 表1の研究開発要件1)に該当する者が複数の軽減申請を同時に行う場合は、1通の軽減申請書で手続を行うことができます。
- 軽減申請書及び添付書類は「書面（紙）」でしか提出できません（オンラインは不可）。





# 減免制度に関するQ&A

ユーザーの皆様からよく寄せられる質問と回答をまとめました。

**Q** 減免(軽減)申請書の提出は、いつ行えばよいですか？

**A** 原則、審査請求、特許料納付又は国際出願の願書等の提出と同時に特許庁に提出してください。

ただし、研究開発型中小企業を対象とした軽減措置を受ける場合には、審査請求又は特許料納付する前に経済産業局等に提出してください。

**Q** 減免(軽減)申請書への添付書類(証明書等)は、原本の提出が必要ですか？

**A** 税務署などの公的機関が発行する証明書(法人税非課税証明書等)については、写し(コピー)の提出でも構いません。

**Q** 1／3に軽減される場合、1円未満の端数が生じることがありますが、この場合、端数は切り捨てですか切り上げですか？

**A** 1／3に軽減後の額に端数が生じた場合、10円未満の端数は切り捨てた額で納付してください。

(例) 審査請求料が158,000円の場合

$$158,000円 \times 1/3 = 52,666.66\cdots円$$

➡ 52,660円

**Q** 大企業と中小企業の2者による共同出願で、中小企業が減免の要件を満たしています。この場合、減免制度を利用することは出来ますか？

**A** 中小企業が減免申請を行うことで、中小企業の持分に応じた金額が減免されます。ただし、国際出願に係る手数料の軽減については、出願人全員が要件を満たさなければ利用することができません。

その他減免制度に関するQ&Aについては、特許庁ホームページを御覧ください。

([http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmen\\_faq.htm](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmen_faq.htm))

## ● 留意事項 ●

- ・「出願審査請求書」を書面で提出される場合は、別途電子化手数料が必要となります。  
(減免申請書、証明書類に電子化手数料は必要ありません)
- ・原則、減免申請は、審査請求、特許料納付等と同時に提出頂くものですが、それぞれの手続から1年以内であれば還付請求が可能な場合があります。ただし、審査請求料については、特許権の設定登録前や、拒絶査定が確定していない場合等に限ります。
- ・減免(軽減)申請は原則、一の出願ごとに行いますが、証明書類については、複数の申請を同時に行う場合や過去に申請を行っている場合は、同時(過去)に提出した書類を援用することが可能です。
- ・このリーフレットで紹介した減免制度のほか、大学等・TLO・独立行政法人・公設試験研究機関・地方独立行政法人を対象とした減免制度があります。詳細については、特許庁ホームページを御確認ください。

## 経済産業局等への申請書のあて先及び問い合わせ先

((4)研究開発型中小企業に関するもの)

### 【北海道】(北海道)

〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎  
北海道経済産業局 地域経済部 産業技術課 知的財産室

011-709-5441

### 【東北】(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)

〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟  
東北経済産業局 地域経済部 産業技術課 知的財産室

022-221-4819

### 【関東】(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨、静岡)

〒330-9715 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館  
関東経済産業局 地域経済部 産業技術課 知的財産室

048-600-0239

### 【中部】(愛知、岐阜、三重、富山、石川)

〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2  
中部経済産業局 地域経済部 産業技術課 知的財産室

052-951-2774

### 【近畿】(福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)

〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館  
近畿経済産業局 地域経済部 産業技術課 知的財産室

06-6966-6016

### 【中国】(鳥取、島根、岡山、広島、山口)

〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館  
中国経済産業局 地域経済部 産業技術連携課 知的財産室

082-224-5680

### 【四国】(徳島、香川、愛媛、高知)

〒760-8512 高松市サンポート3-3-3 高松サンポート合同庁舎  
四国経済産業局 地域経済部 産業技術課 知的財産室

087-811-8519

### 【九州】(福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島)

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎  
九州経済産業局 地域経済部 産業技術課 知的財産室

092-482-5463

### 【沖縄】(沖縄)

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館  
沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課 知的財産室

098-866-1730

## このリーフレットについての問い合わせ先

特許庁 総務部 総務課 調整班

03-3581-1101 内線 2105